

ABPプログラムについて

ABPは、血液ドーピング[※]等の禁止方法をはじめ、従来の検査方法では検出が難しい物質の検出を、個人のプロファイリングから検出するために構築されました。

2009年にWADAによるアンチ・ドーピング機関(ADO)向けの最初のABP運用ガイドラインが作られ、以降、定期的に改訂され実施しています。

[※]血液ドーピングとは、自己血や他者血を輸血することで酸素運搬能力をあげて、持久力を向上させる禁止方法です。他者血の赤血球は自分の赤血球とは区別できるので、1回の検査で検出することができますが、自己血の輸血は1回の検査では判定できないので、繰り返し血液検体を分析して赤血球の異常な増減等により判定します。

ABPとは

血液検体や尿検体から直接的に

「禁止物質を検出」するものではなく

繰り返し血液検体や尿検体を分析することにより

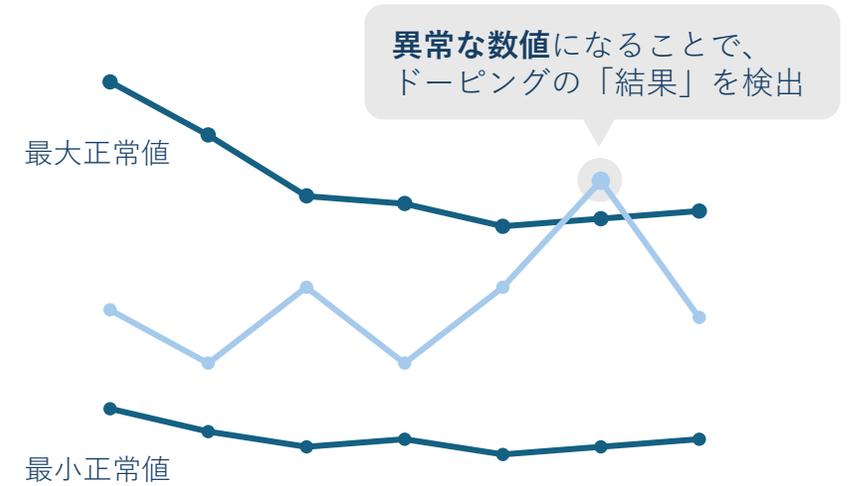
競技者毎の生理的なマーカーの基準値が設定されるとともに

間接的に禁止物質・禁止方法を使用した結果として生じた

生理的なマーカーの変化を判断します

自己血輸血や微量のエリスロポエチンの使用などによるドーピングは、禁止物質の検出ではなく、健康診断でも測れるような血液検査の項目を継続的に比較することで検出することができます。

ABPの例として、ヘモグロビン値の評価はパフォーマンス向上に酸素運搬能力向上が関係する、持久系スポーツ種目における自己血輸血や、赤血球増加を目的としたドーピングなどの検出に有効です。



ABPの連携体制

Passport Custodian

競技者のパスポートの結果管理や、パスポートの関連情報を他のアンチ・ドーピング機関と共有することに責任を負うアンチ・ドーピング機関

自己が権限を有する競技者に対し検査を立案し、実施することができるアンチドーピング機関(検査管轄機関)が、Passport Custodianとなる

APMU

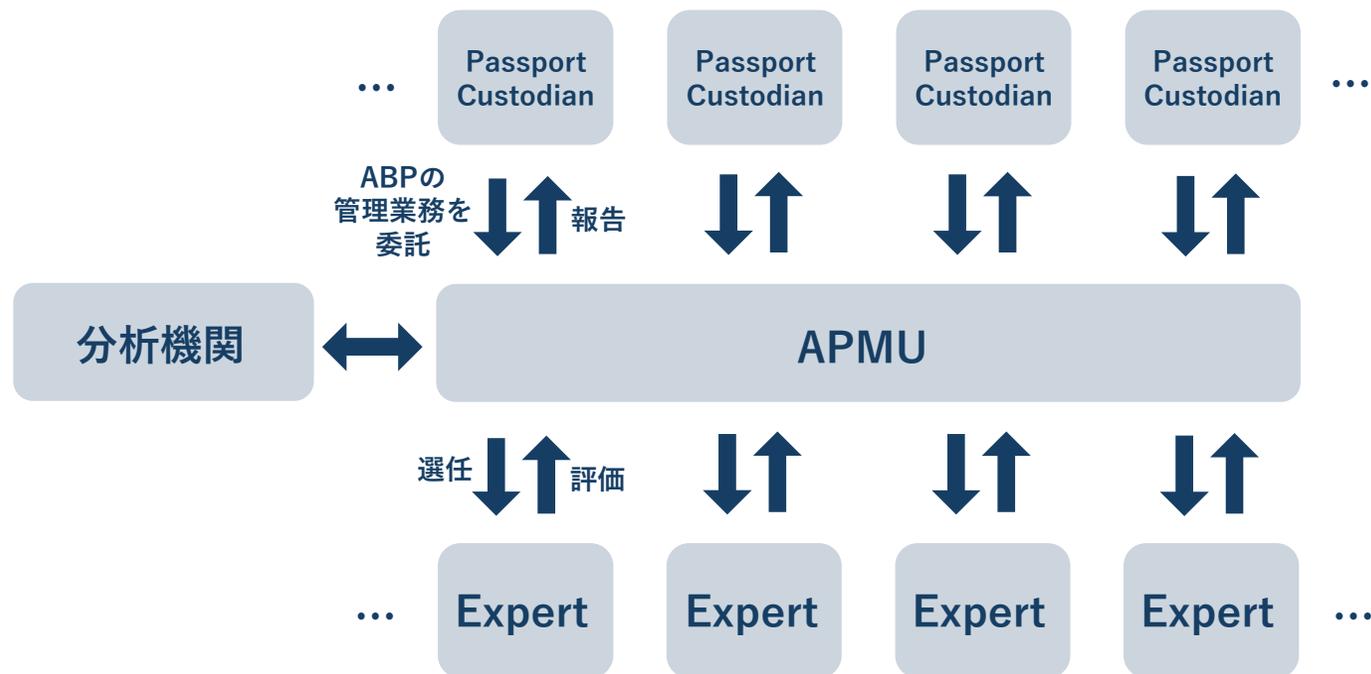
= Athlete Passport Management Unit

Passport Custodianからは独立した立場で、ABPの管理に責任を負う人により構成される、世界に16カ所あるWADA認定組織

Expert

パスポートの評価を提供することにつき、APMUから選任された有識者

アンチ・ドーピング機関から独立した立場で構成される



ABPプログラムの日常的な管理は、Passport Custodian、APMUの協力によって行われます。Passport Custodianが検査計画を立案・実施し、APMUがパスポートの管理を行います。

ABP アスリート バイオロジカル パスポート Athlete Biological Passport

結果管理手続きの流れ



初期審査

- 異常を特定するための数理モデル(Adaptive Model)が自動的にABP対象競技者の継続的な検体分析データから非定型報告を検出します。
 - 血液モジュール
 - ステロイドモジュール(尿/血液)
 - 内分泌モジュール
- 非定型報告とは、以下のいずれかの状態を指します。
 - a) 主要マーカーの値が競技者の個人内変動の範囲外
 - b) 直近5つの検体採取における有効な主要マーカーからなる長期的なプロファイルが予期される範囲(正常値)から逸脱

ISRM C.2.1

結果管理に関する国際基準
(ISRM)の該当条項

最初の Expert審査

- ABPに基づく非定型報告は、APMUにより、(1名の)Expertに提示されます。
- Expertは、匿名化された情報を審査します(情報の受領から7日以内 to 実施することが求められる)。
- Expertによる審査の結果、「**正常**」、「**疑わしい**」、「**ドーピングの可能性濃厚**」又は「**医学的状態の可能性**」のいずれかが示されます。

ISRM C.2.2

初期審査の結果

- Expertによる評価を踏まえ、APMUは以下の措置をとります。
 - **正常**：通常の検査計画の継続の勧告
 - **疑わしい**：特定対象検査、検体分析及び／又は更なる情報を要請するためにパスポート保有機関に勧告
 - **ドーピングの可能性濃厚**：最初のエキスパートを含む、3名のExpertにより構成されるパネルに、パスポートを送付
 - **医学的状態の可能性**：可及的速やかに競技者に通知することを推奨

ISRM C.2.2

3名のExpertによる審査 (1回目の審査)

- ドーピングの可能性濃厚との評価が提供された場合は、初期審査に対応したExpert1名に更なる2名を加えた、3名による「Expert Panel」が構成されます。
- 3名のExpert Panelは、7日間以内に、それぞれの評価をADAMS※に提供します。
- 3名のExpertが、全会一致で「ドーピングの可能性濃厚」の意見を提供した場合は、次の審査の段階へと進めます。
- 3名のExpertの間で全員一致の意見に達することができない場合には、APMUはパスポートを「疑いあり」としてパスポート保有機関に報告する。必要に応じて追加の検査やインテリジェンスの収集が継続されます。

ISRM C.3

※ADAMS アンチ・ドーピングの管理運営システム。データの入力、保存、共有、報告を行う。

ABP書類編集及びExpert報告

- 3名のExpertにより「全会一致でドーピングの可能性濃厚」との意見が付与された場合、APMUは、ADAMSのAPMU報告書において「**ドーピングの可能性濃厚**」の評価を宣言します。
- Expert Panelは、3名のExpert全員により署名される共同Expert報告を提供します。

ISRM C.4

違反が疑われる報告の発行

- APMUは、違反が疑われる報告の陳述書、ABP書類及び共同Expert報告を含む、ABPに基づく違反が疑われる報告をADAMSにおいて速やかに公表します。
- パスポート保有機関は、競技者に対しABPに基づく違反が疑われる報告について通知します。
- 競技者に対して、ABP書類及び共同Expert報告書が提示され、これらデータについて適時に自分自身の弁明を行うよう勧告がなされます。

ISRM C.5

Expert Panelによる弁明の審査(2回目の審査)

- 競技者からの弁明及び補充情報を受領し次第、APMUはExpert Panelに伝達し審査が実施されます。
- Expert Panelは、競技者からの弁明及び補充情報を評価し、次のいずれかの結論に達します。
 - a) 「**ドーピングの可能性濃厚**」という意見に全会一致で到達
 - b) 全会一致の意見に到達できない
- この段階での審査は匿名ではない状態で実施されます。

ISRM C.6

責任追及通知の発行

- Expert Panelが全会一致で「ドーピングの可能性濃厚」との意見を表明した場合には、APMUは速やかにパスポート保有機関に通知します。
- パスポート保有機関は、結果管理に関する国際基準第7条「責任追及」に従い、結果管理手続きを継続します。
- パスポート保有機関(結果管理機関)から、競技者に責任追及通知(Notice of Charge)が提示され、暫定的資格停止が課されます。(世界規程7.4.1項)
- 暫定的資格停止が課されると同時に、パスポート保有機関(結果管理機関)の判断により一般開示がおこなわれる場合があります。(世界規程14.3項)

ISRM C.6.2,C.7

聴聞会

- 独立した聴聞パネルが任命され、アンチ・ドーピング規則違反の有無の審査を行います。(世界規程8条)
- アンチ・ドーピング規則違反があると判断される場合には、これに伴う制裁措置が決定され、競技者に通知されます。(世界規程9条)

ISRM 8.0, 9.0

【関連する定義事項】

「**アスリート・バイオロジカル・パスポート**」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」及び「分析機関に関する国際基準」において記載される、データを収集及び照合するプログラム及び方法をいう。※本資料では「ABP」

「**アスリート・パスポート・マネジメント・ユニット(APMU)**」とは、パスポート保有機関に代わってADAMSにおいてABPの適時の管理について責任を負う人により構成されるユニットをいう。

「**アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告**」とは、適用のある国際基準において記載されているABPに基づく違反が疑われる報告として特定された報告をいう。※本資料では「ABPに基づく違反が疑われる報告」

「**Adaptive Model**」とは、競技者からの長期的結果の異常を特定するために設計された数理モデルをいう。このモデルは、競技者が通常の生理上の状態であると推定されるマーカー値の長期的プロファイルの確率を算定する。

「**アスリート・バイオロジカル・パスポート書類**」とは、ABPに基づく違反が疑われる報告を裏づけるため、APMUによって作成された資料をいう。これには、分析データ、Expert Panelのコメント、交絡因子の証拠、及びその他の関連する補足情報を含むが、これらに限られない。※本資料では「ABP書類」

「**エキスパート**」とは、関連する分野の知識を有し、アンチ・ドーピング機関及び／又はAPMUにより選任されたエキスパート及び／又はエキスパートパネルは、パスポートの評価を提供することにつき責任を負う。エキスパートはアンチ・ドーピング機関の外部の者でなければならない。※本資料では「Expert」

「**パスポート**」とは、個人の競技者に固有のすべての関連データを照合したものをいう。マーカーの長期的なプロファイル、特定の競技者に固有の異なる因子、及びマーカーの評価に役立ち得る他の関連情報を含む。

「**マーカー**」とは、化合物、化合物の集合体又は生物学的変数であって、禁止物質又は禁止方法の使用を示すものをいう。

「**パスポート保有機関**」とは、当該競技者のパスポートの結果管理、及び当該競技者のパスポートに結び付けられた関連情報を他のアンチ・ドーピング機関と共有することに責任を負うアンチ・ドーピング機関をいう。

「**結果管理機関**」とは、特定の事案において結果管理を行うことにつき責任を負うアンチ・ドーピング機関をいう。